

令和6年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

資料3

令和6年度障害福祉サービス等報酬 改定に伴う注意事項



★障害者の意思決定支援を推進するための方策

指定基準について，以下の点が追加されました。

【取扱方針】

- ・ 事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

⇒ 全サービスに共通する事項。
運営規程の運営の方針への掲載をお願いします。



★障害者の意思決定支援を推進するための方策

指定基準について，以下の点が追加されました。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定支援を行うため，当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

★障害者の意思決定支援を推進するための方策

指定基準について、以下の点が追加されました。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。**
- ・ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について**相談支援事業者への交付**を義務付け。

★障害者の意思決定支援を推進するための方策

指定基準について、以下の点が追加されました。

【サービス管理責任者の責務】

- ・ サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※ 障害児通所支援についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

★「虐待防止措置未実施減算」の新設

障害者虐待防止措置については、令和4年度から義務化されているが、措置を未実施である事業所等に対し減算を新設

下記の取組を実施していない場合に、**所定単位数の1%が減算**となります。

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

★「身体拘束廃止未実施減算」の見直し

身体拘束廃止未実施減算については、令和5年4月1日より適用開始となっているが、下記の取組を実施していない場合に、次のとおり見直し。

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算
療養介護，施設入所支援（施設入所支援のほか，障害者支援施設が行う各サービスを含む），共同生活援助，宿泊型自立訓練
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
相談系サービスを除く全サービス

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合，その態様及び時間，利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し，その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④ 従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的を実施すること

★「情報公表未報告減算」の新設

利用者への情報公表，災害発生時の迅速な情報共有，財務状況の見える化の推進を図る観点から，障害福祉サービス等情報公表システム上，未報告となっている事業所に対し，減算を新設。

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

療養介護，施設入所支援（施設入所支援のほか，障害者支援施設が行う各サービスを含む），共同生活援助，宿泊型自立訓練

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

その他のサービス



★「業務継続計画未策定減算」の新設

業務継続計画は、令和3年度報酬改定において令和6年3月31日までに策定とされていたところ。経過措置つきで減算が新設。

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
療養介護，施設入所支援（施設入所支援のほか，障害者支援施設が行う各サービスを含む），共同生活援助，宿泊型自立訓練
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
その他のサービス

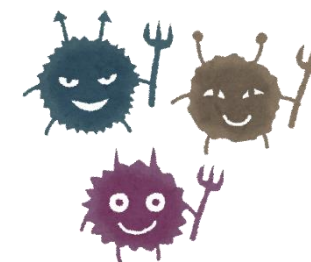
☆ 感染症対策の義務化

○ 全事業所共通

感染症の発生およびまん延の防止等に関する取組の徹底のため

- ①感染対策委員会の定期開催および結果の従業者への周知
- ②指針の整備
- ③定期的な研修と訓練の実施

が義務化されました。



★食事提供加算

食事提供加算については、令和6年3月31日までの経過措置とされておりましたが、下記のとおり**栄養面での評価が要件に加えられた上で**、経過措置が令和9年3月31日まで延長となりました。

現行の要件に、下記要件をいずれも満たすことが加えられました。

- ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ②利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

★児童発達支援事業者および放課後等デイサービス事業者における 支援プログラムの作成・公表

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を作成・公表することが定められました。
- 支援プログラムの公表を行わない場合は、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に基づき、**支援プログラム未公表減算が令和7年4月1日から適用されます。**
- つきましては、支援プログラムの作成・公表を行った事業者は、「支援プログラムの公表状況に関する届出書」に必要事項を記入のうえ、提出願います。
- なお、支援プログラムを未作成・未公表の事業者につきましては、速やかに作成していただき、公表後に届出くださいますようお願いいたします。

★障害児通所支援事業所における自己評価結果等の公表

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例において，障害児通所支援事業者は，サービスの質に関して自ら評価を行うとともに，利用児童の保護者から評価を受け，その改善を図り，おおむね1年に1回以上インターネットの利用等により評価結果や改善内容等について公表することとされております。

自己評価の公表を行わない場合は，児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に基づき，**自己評価結果等未公表減算が適用されます。**

なお，令和6年度報酬改定において，従来の児童発達支援および放課後等デイサービスのほか，保育所等訪問支援事業所においても，自己評価，保護者評価および訪問先施設評価を行うとともに，これらの評価を受けて改善を図った内容を公表しなければならないこととされました。つきましては，自己評価等の公表を行った事業者は，届出書等を提出願います。

また，自己評価等の公表が未実施の事業者につきましては，速やかに実施していただき，公表後に提出くださいますようお願いいたします。

次の経過措置は、特例期間の延長が令和5年度末までで終了となっております。

- ① 同行援護の従業者要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置

次の経過措置は、特例期間が令和 8 年度末までに延長されています。

- ① 行動援護の従業者およびサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置
- ② 共同生活援助を利用する重度の障害者が、個人単位で居宅介護等を利用することに係る経過措置

まとめ

今回の報酬改定においては，新たに指定基準に追加されたものおよび各種減算が設定されましたので，漏れの無いように対応をお願いいたします。

